

【重要】手続きは全員必要となります（申請を希望されない方、特待生の方も必要となります）

令和7年4月8日

新入生保護者 各位

千葉経済大学附属高等学校
事務局 会計課

令和7年度 就学支援金(授業料減免)の申請について(お知らせ)

標記の件につきまして、令和7年4月から6月分までの就学支援金(国)の受給資格認定申請を下記のとおり受付しますので、期限までに申請の手続きをお願いします。手続きは全員必要となります。

なお、就学支援金の申請はe-Shien(文科省オンラインシステム)を使用いたしますので同封の『ログインID通知書』に書かれているログインIDとパスワードでe-Shienにログインしていただき、意向登録、認定申請、マイナンバーの登録等を行った上、同封の『高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書』に必要事項を記入して会計課へ提出して下さい。

なお、情報連携依頼書を提出された時点で授業料減免(千葉県)と入学金軽減も申し込まれた事として取り扱いますので別途手続きは必要ありません。**※特待生の方も必ずマイナンバーの登録をしてください。**

今回の支給基準等は下記の令和6年度実績額となり、次回令和7年7月申請分から所得制限が撤廃される予定です。今回所得制限が見込まれる方も次回以降の申請の為、マイナンバーの登録をお願いします。
※今回の申請は令和5年の所得をもとに審査し、次回の申請は令和6年の所得をもとに審査します。

1. 就学支援金(授業料減免)の支給基準と判定基準額の計算式 【支給額は令和6年度実績額】

対象世帯区分		支給額(月額)	
世帯年収の目安	判定基準額の合計 (保護者(親権者)全員分)		
約640万円未満	175,500円未満	支給額	33,000円
約640万円～約750万円	175,500円以上227,100円未満	支給額	20,800円
約750万円～約910万円	227,100円以上304,200円未満	支給額	9,900円
約910万円以上	304,200円以上	所得制限	対象外

※年収の目安は、両親と子供2人の4人家族世帯の概ねの金額です。

※海外赴任等により所得が確認出来ない場合、基準額9,900円の支給となり加算はありません

※支給額は令和6年度の実績となり、変更となる場合もございます。

判定基準計算式・・・市区町村民税の課税標準額×6%－市区町村民税の調整控除額(100円未満は切捨て)
(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)

2. 入力期間・提出期限

令和7年4月9日(水)～令和7年4月16日(水)

e-Shienで登録し、申請希望者は『情報連携依頼書』を事務室会計課へ提出して下さい。

提出する方は生徒で構いません、入寮者等遠方の方は郵送(簡易書留)で高校会計課宛にお送り下さい

※生活保護を受給中の方は生活保護受給証明書を一緒に提出して下さい

【e-Shien入力前に必ず裏面を確認してください】

※保護者のマイナンバーの登録画面では『個人番号を入力する』を選択し、マイナンバーカードの読み取りは絶対にしないで下さい、間違えてカードの読み取りをしてしまった場合は事務室会計課までご連絡下さい。

※e-Shienのマニュアルは高校ホームページの『保護者の方へ』のページにあります

※e-Shienのログイン画面はセキュリティの関係上、検索エンジンで検索出来ません

※パスワードを数回間違えて入力するとロックがかかってしまいます、その場合は事務室会計課までご連絡下さい。

e-Shien ログインページ 下記のURLか右のQRコードからアクセスして下さい

<https://www.e-shien.mext.go.jp/> ※4/11～4/12はメンテナンスの為、登録することができません



3. 注意事項

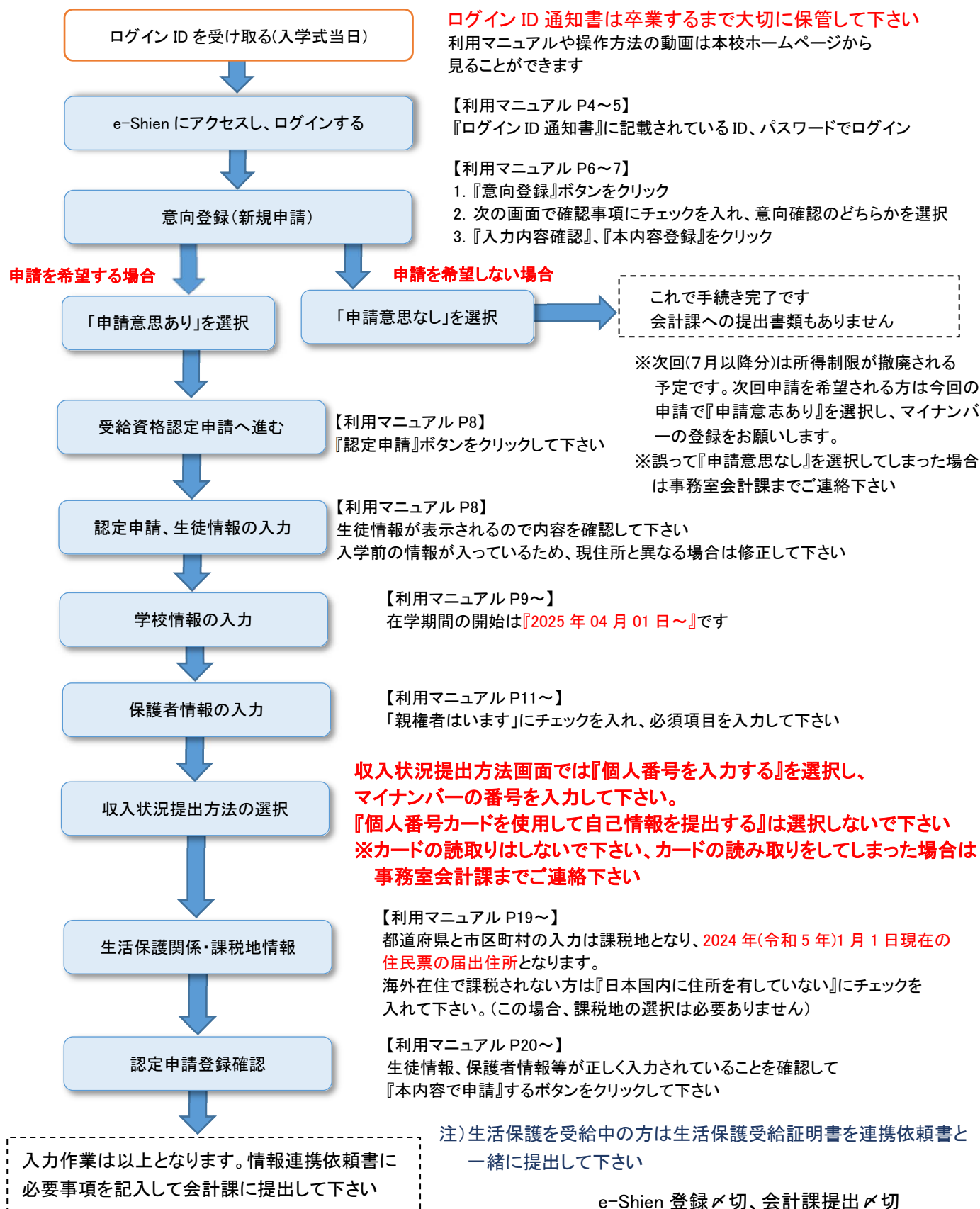
- 今回の申請は令和5年1月1日から12月31日の所得をもとに審査を行いますので令和5年1月2日以降に家計が急変された場合は同封の『就学支援金家計急変制度のお知らせ』も必ずご確認ください。
- 結婚離婚等で保護者の構成に変更があった場合は必ず事務室までご連絡ください。
- 勤め先で確定申告をされていない方や自営業者の方は必ず令和5年と6年の確定申告を済ませておいてください。
- 7月分以降の申請は7月上旬にご案内を配布する予定です。

ログインされましたら下記の作業をお願いします

【e-Shien 申請者向け利用マニュアル】②新規申請編 P4～P21 までの作業をお願いします

※e-Shien には本校ホームページからアクセス出来ます

受給資格認定申請の流れ(入学時 4 月～6 月分の申請)



令和 7 年 4 月 16 日(水)

※メールアドレスを登録された方には 6 月下旬に審査完了のメールが届きますが、
内容は 4 月から 6 月分の審査結果のみとなり、年間の支給額が決定するものでは
ありません。支給額の決定は 2 回目の申請(7 月)の審査結果が出てからとなります(10 月頃予定)

【問い合わせ先】事務室会計課 043-251-7221(代)

※事務室の開室時間・電話受付時間は平日 8:30 から 16:40 までとなります